

東京ガス ライフリズムナビ+HOME ご利用規程（介護サービス向け（S型））

1. 目的

本規程は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ご利用者に、第3条に定めるライフリズムナビ+HOME（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたっての条件等を定めることを目的とします。

2. 用語の定義

本規程における用語の定義は、以下のとおりです。

- ① ご契約者：当社と本サービスの提供を約する契約（以下「本契約」といいます。）を締結された方
- ② 貸出機器：本サービスを提供するにあたり、当社または福祉用具貸与事業者から貸し出す機器（ホームゲートウェイ、マットセンサー、温湿度センサー、赤外線リモコン。電源ケーブル等の附属品を含みます。）
- ③ 当社貸出機器：貸出機器のうち、当社から貸し出す機器（赤外線リモコン。電源ケーブル等の附属品を含みます。）
- ④ 設置先：貸出機器を設置する場所であり、また、本契約にかかる契約書（以下「契約書」といいます。）の設置先欄に記載された住戸（設置先は、離島を除く一都七県【東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県】（以下「本サービスの対象場所」といいます。）に限ります。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。）
- ⑤ アプリ：当社が提供するAndroid OSおよびiOS上で動作する本サービスに関するスマートフォンアプリケーションならびにウェブブラウザにて当社が提供する本サービスに関するWebアプリケーション
- ⑥ お申込者：本契約にお申込みされた方
- ⑦ お支払者：契約書のお支払者欄にお支払者として明示された方
- ⑧ 見守り対象者：設置先に居住されている方で、マットセンサーで睡眠データ等を計測される方
- ⑨ ご利用者：ご契約者、見守り対象者およびご契約者からアプリのご利用者として招待され登録を行った方。なお、ご契約者がアプリのご利用者として招待できる方は、見守り対象者の3親等内の親族または見守り対象者の介護・看護の担当者（ケアマネジャー、ヘルパー、看護師、医師等）に限ります。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
- ⑩ サービス料金：本サービスに関するすべての料金（【別紙1 サービス料金】参照）
- ⑪ 福祉用具貸与事業者：当社と本サービスに関する業務提携契約を締結している福祉用具貸与事業者

3. 本サービスの内容

当社は、本サービスとして以下の機能を提供します。

① 睡眠見守り

以下の3点の計測結果をアプリで確認できるもの。

- ・マットセンサーによる、見守り対象者の現在の寝具上の状態（睡眠中・寝具上で動きがある状態・寝具上に居ない）の計測データ
- ・マットセンサーによる、見守り対象者の前日の睡眠時間の計測データ
- ・マットセンサーで計測した過去の日別/月別の見守り対象者の睡眠のデータ（睡眠深度/就床・起床時間/睡眠時間）

以下2点の条件を満たした場合に、所定の内容（以下「アラート」といいます。）をアプリに通知するもの

- ・指定した見守り時間において、見守り対象者が寝具から離れた場合
- ・指定した見守り時間において、見守り対象者が所定の時間寝具に居なかった場合

② 心拍・呼吸見守り

以下の3点の計測結果をアプリで確認できるもの。

- ・マットセンサーによる、見守り対象者の現在の寝具上の心拍数の計測データ
- ・マットセンサーによる、見守り対象者の現在の寝具上の呼吸数の計測データ
- ・マットセンサーで計測した過去の日別の見守り対象者の心拍数および呼吸数の計測データ

なお、本機能は見守り対象者の日常生活の管理（健康管理等）を目的としたものであり、疾病の診断、治療もしくは予防を目的としたもの、または疾病の兆候の検出等を目的としたものではありません。

③ お部屋の温度・湿度確認

- ・温湿度センサーによる、設置先の現在の室内環境（温度・湿度）の計測結果をアプリで確認できるもの。
 - ・温湿度センサーの計測値が所定の条件を満たした場合に、アラートをアプリに通知するもの。また、過去のアラートログを一覧で確認できるもの（以下あわせて「お部屋の温度・湿度確認のアラート機能」といいます。）
- ④ エアコン操作（エアコンの機種によってはご利用いただけません。また、Web アプリケーションからはご利用いただけません。）
赤外線リモコンを利用し、アプリから遠隔で設置先のエアコンの操作ができるもの。
- ⑤ 健康データ記録
当社指定の体温計、血圧計、パルスオキシメーター（以下総称して「バイタル計」といいます。）から連携される計測値およびご利用者が直接入力した計測値をアプリで確認できるもの。
本機能は見守り対象者の日常生活の管理（健康管理等）を目的としたものであり、疾病の診断、治療もしくは予防を目的としたもの、または疾病の兆候の検出等を目的としたものではありません。
- ⑥ 徘徊感知ブザー
見守り対象者が寝具から離れた場合、マットセンサー内蔵のスピーカーからブザー音で報知を行うもの。
- ⑦ メモ共有機能
ご利用者がアプリ上のメモ欄に記入した内容を記録し、同じ見守り対象者を見守るご利用者間で共有できるもの。

4. 貸出機器・バイタル計の設置・設定

- (1) 当社は、本サービスを提供するにあたり、当社貸出機器の設置・設定を行います。また、福祉用具貸与事業者は、当社が本サービスを提供するにあたり、貸出機器（当社貸出機器を除きます。）の設置・設定を行います。貸出機器の設置・設定は、当社もしくは福祉用具貸与事業者またはこれらが委託する設置業者（以下「施工者」といいます。）が設置先に訪問し、作業を行います。訪問日時は、施工者とご契約者の間で決定します。作業には、ご契約者の立ち会いが必要となります。また、貸出機器の設定時には、アプリがインストールされたご利用者のスマートフォン等が必要となります。
- (2) 寝具の形状や素材によっては福祉用具貸与事業者がマットセンサーを設置できない場合があります。また、エアコンの機種によっては赤外線リモコンがご利用できない場合があります。これらの場合、当社は、その限度で本サービスを提供する義務を免るものとします。
- (3) 施工者が貸出機器を設置する場合、マットセンサーは見守り対象者の寝具のマット（マットレス、敷き布団、敷きパッド等）下、ホームゲートウェイおよび温湿度センサーは同寝具周辺、赤外線リモコンはご契約者または見守り対象者が操作を希望するエアコンの周辺で施工者が選定した位置に両面テープや結束バンドで固定してご利用いただきます（設置先の状況によっては、ご契約者の承諾を得たうえで、固定しないこともあります。）。当社および福祉用具貸与事業者は、貸出機器を両面テープや結束バンドで固定したことによる損害（貸出機器を取り外した箇所の復旧を含みます。）について何ら責任を負担しません。また、復旧に関する費用は当社および福祉用具貸与事業者では負担しません。
- (4) 施工者による初回設置完了後、当社貸出機器の設置・設定作業の不備が発覚した場合、設置・設定完了日から 14 日以内に当社の本サービスに関する窓口に申し出た場合に限り、当社は無償で設置・設定作業のやり直しのみを行います。
- (5) 前項に定める場合を除き、当社貸出機器の設置・設定を再度実施する場合は、お支払者は、【別紙 1 サービス料金】に定める再設置・再設定費用を、福祉用具貸与事業者を通じて当社に支払うものとします。
- (6) 健康データ記録の利用にあたり、当社指定の事業者よりバイタル計を購入いただいた場合、バイタル計を購入された方の依頼に基づき、当社またはエコナビスタ株式会社が設定作業等を行った後、貸出機器の設置・設定の際に施工者より納品します。

5. 利用申込

- (1) お申込者は、あらかじめ本規程の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の手続きに従って、本サービスの申込みを行うものとします。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込みを承諾しないことがあります、またその理由について一切開示義務を負わないものとします。
- ① お申込者が福祉用具貸与事業者との間で別途貸出機器（当社貸出機器を除きます。）の賃貸借に関する契約を締結しないとき。
 - ② 申込内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあったとき。
 - ③ 本サービスを含む当社が提供するサービス等に関する債務の履行が滞ったとき、もしくは契約に違反したとき、またはそれらのおそれがあると当社が判断したとき。

- ④ 貸出機器の設置先が本サービスの対象場所以外であるとき。
- ⑤ 当社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと当社が判断したとき。
- ⑥ お申込者、ご利用者またはお支払者が、第 24 条第 1 項に違反し、または違反するおそれがあると認められるとき。
- ⑦ その他当社が適切でないと判断するとき。

6. 契約

- (1) 本契約は、お申込者が福祉用具貸与事業者との間で別途貸出機器（当社貸出機器を除きます。）の賃貸借に関する契約を締結することを条件に、施工者が貸出機器の初回設置前に契約書を受理した際に成立します。
- (2) 本契約は、第 15 条に基づき解約がなされるまで、または第 18 条に基づき本サービスの提供が終了するまで継続します。
- (3) ご契約者は、設置先の所有者および賃借人、見守り対象者、その他の居住者に本サービスの貸出機器の設置についてあらかじめ承諾を得る必要があります。
- (4) ご契約者とお支払者が異なる場合には、ご契約者は事前にお支払者に支払意思のあることの確認、および本規程の承諾を得る必要があります。この場合であっても、ご契約者は支払義務を免じられることはなく、お支払者がサービス料金等の一部でも期限に不払いの場合には、ご契約者がサービス料金、遅延損害金、その他本契約にかかる一切の債務の全額を支払う義務を負います。

7. ユーザーID およびパスワード

- (1) 当社は、本サービスの提供に際して、ご利用者に発行するユーザーID およびパスワード（以下「ライフルズムナビ ID」といいます。）を用いた認証を行います。
- (2) ご利用者は、自己の責任において、ライフルズムナビ ID を適切に管理（適切なパスワードの設定および定期的な変更を含みます。）および保管するものとし、これを第三者に共有、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- (3) ライフルズムナビ ID の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによって生じた損害に関する責任はご利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

8. サービスの利用

- (1) ご利用者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程を遵守するものとします。
- (2) 本サービスは、本契約が成立した日（以下「契約日」といいます。）よりご利用いただけます。
- (3) 本サービスは、ご利用者のみが利用できるものとします。
- (4) ご利用者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程にて禁止されている行為のほか、次の行為を禁止します。
 - ① 当社、他のご利用者もしくは第三者の財産、プライバシー、著作権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - ② 当社、他のご利用者もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
 - ③ ライフルズムナビ ID を不正に使用する行為。
 - ④ 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
 - ⑤ コンピューターウィルス等のプログラムを用いて本サービスの運営または当社の業務を妨げる行為。
 - ⑥ 法令等に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - ⑦ 当社が不適当と判断し、行わないよう要求する行為。

9. 貸出機器の維持管理

- (1) ご利用者は、善良な管理者の注意をもって貸出機器を次の各号のとおり管理します。
 - ① 貸出機器を第三者に譲渡もしくは転貸し、または担保の用に供しないこと。
 - ② 貸出機器を当社および福祉用具貸与事業者の許可なく設置先の住戸から持ち出さないこと。また、みだりに設置場所を変更しないこと。
 - ③ 貸出機器を分解、解析、改造、改変もしくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更しないこと。
 - ④ 貸出機器を本サービスの利用以外の用途に使用しないこと。
- (2) ホームゲートウェイおよび赤外線リモコンは、常に AC100V 電源が供給されている必要があります。
- (3) 貸出機器のファームウェアは、常に最新のものに更新されている必要があります。ファームウェアに更新があった場合は、当社ホームページま

たはアプリ等でお知らせします。ただし、赤外線リモコンについては、当社ホームページまたはアプリ等でのお知らせなく、ファームウェアが更新される場合があります。

(4) 湿度センサーについては太陽電池を使用しているため、長時間光が当たっていないと正常に作動しない場合があります。

10. サービス料金

(1) サービス料金および支払期日は、【別紙 1 サービス料金】のとおりです。

(2) 本サービスを利用するため必要なスマートフォン等の通信料、通話料およびインターネット接続料は、ご利用者が負担するものとします。

(3) サービス料金は、別途定める方法により、福祉用具貸与事業者を通じて当社にお支払いいただきます。

(4) 貸出機器またはバッテリーの不具合により、本サービスを利用できなくなった場合でも、その旨を当社にご連絡いただけない限り、当社は月額料金の請求を継続します。

11. ご契約者情報の変更、設置先の変更

ご契約者は、ご契約者もしくは設置先の居住者の移転、またはご契約者情報の変更があった場合には、福祉用具貸与事業者を通じて速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ご契約者によるお手続きを行えない場合には、ご利用者またはお支払者が、福祉用具貸与事業者を通じて速やかにその旨を当社に届け出るものとします。

12. サービス提供の中止

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

① 地震、津波、台風、洪水、落雷等の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、火災、停電、疫病の流行、その他不可抗力により本サービスの維持運営ができなくなった場合。

② システムメンテナンスに伴い、本サービスの全部または一部が提供できない場合。

③ その他、当社が中止を必要と判断した場合。

(2) 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中止する場合には、あらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(3) 当社は、第 1 項に基づき 1 か月以上にわたり本サービスの提供を中断した場合には、その間の月額料金を請求しません。再開日の翌月より月額料金を請求します。

13. サービスの利用停止

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。

① 当社に届け出ている情報に変更が生じているにもかかわらず、ご契約者がその変更についての届出を怠っていることが判明した場合または当社に届け出ている内容が事実に反することが判明した場合。

② ご利用者が第三者に支障を与える使い方で本サービスを利用したと当社が判断した場合。

③ ご契約者またはお支払者が、サービス料金の支払いを怠り、または怠るおそれがある場合。

④ ご契約者またはお支払者が、当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合。

(2) 当社は、前項に基づき本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

14. ご契約者によるサービスの利用停止

(1) ご契約者は、見守り対象者の入院等やむを得ない事由がある場合、福祉用具貸与事業者を通じて当社へ連絡することで、3か月以内の期間に限り、本サービスの利用を停止することができるものとします。

(2) 前項の場合のサービス料金の取扱いについては、【別紙 1 サービス料金】に定めるとおりとします。

15. 解約

(1) ご契約者は、ご契約者の都合により、福祉用具貸与事業者を通じて当社へ解約の旨を連絡することで、いつでも本契約を解約できるも

のとします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当するときは、ご契約者に事前に通知することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。この場合、既にお支払済みのサービス料金は返金しません。また、当社は、次のいずれかにより損害を被った場合には、ご利用者に対して損害賠償を請求することができるものとします。

- ① ご契約者と福祉用具貸与事業者との間の貸出機器（当社貸出機器を除きます。）の賃貸借に関する契約が理由の如何を問わず終了したとき。
- ② 本契約成立後に、第5条第2項に該当する事由、その他当社が本契約締結を拒否すべき事由が判明したとき。
- ③ 当社が第13条第1項に基づき本サービスの提供を停止した場合において、停止後当社の指定する期日までにその原因となった事由が解消されないとき。
- ④ 第14条第1項に基づく本サービスの利用停止の期間が3ヶ月を超えたとき。
- ⑤ ご契約者またはお支払者が、サービス料金の支払いを怠り、当社が相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に支払いがないとき。
- ⑥ ご利用者が、当社に対して、暴力的な行為、脅迫的な言動、法的な責任を超えた不当な要求、または嫌がらせ等をしたとき。
- ⑦ ご利用者が本サービスを利用することにより、他のお客さまの利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき。
- ⑧ その他ご利用者が本規程に違反したとき。

16. サービス料金の改定・消費税等の税率変更時の取扱い

- (1) 当社は、物価上昇、経済情勢の変動その他の事由によりサービス料金を維持しがたい場合には、その旨をご契約者に書面等で通知し、または当社ホームページ上で周知した上で、サービス料金を改定することができます。
- (2) ご契約者が新しいサービス料金による本サービスの継続を希望しない場合は、ご契約者は自ら手続きのうえ、本契約を解約することができます。
- (3) 法令改正に伴う消費税等の税率変更があった場合、新税率施行日の属する月から、新しい税率を適用したサービス料金に改定します。

17. ご利用規程の改定

当社は、当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の規定に基づき、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本規程の内容を変更することができるものとします。

18. サービスの終了

- (1) 当社は、当社と福祉用具貸与事業者との間の本サービスに関する業務提携契約が終了した場合、本サービスの提供を終了します。
- (2) 当社は、当社の都合または福祉用具貸与事業者もしくは提携先企業の都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することができます。
- (3) 当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、ご契約者に対し、終了する3ヶ月前までに、その旨を当社ホームページまたは書面等にて通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

19. 当社貸出機器の故障等

- (1) ご利用者は、当社貸出機器が正常な使用状態で動作しない等の故障または毀損（以下「故障等」といいます。）が発生した場合には、福祉用具貸与事業者を通じて、当社に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。この場合、当社は当社貸出機器の点検または交換を行います。
- (2) お支払者は、前項の故障等がご利用者の責めに帰すべき事由による場合、および、当社貸出機器を滅失もしくは紛失し、または盗難された場合には、福祉用具貸与事業者を通じて、当社に対し、機器相当額を支払うものとします。この場合、【別紙1 サービス料金】に定める再設置・再設定費用はお支払者の負担となります。

20. 当社貸出機器の返却

(1) 本契約が終了した場合、当社は、当社の選択に従い、施工者が設置先に訪問し、または当社指定の方法に従いご契約者ご自身で当社宛てに返送いただくことにより、当社貸出機器の回収を行います。施工者の訪問による回収の場合、訪問日時は施工者とご契約者の間で決定し、回収作業にはご契約者の立ち会いが必要となります。この場合、当社は、当社貸出機器を取り外したことによる損害（当社貸出機器を取り外した箇所の復旧を含みます。）について何ら責任を負担しません。

(2) ご契約者は、前項に定める方法により当社貸出機器を返却しないとき、または当社の責めに帰することができない事由による故障等により当社貸出機器を原状に復すことができないときは、福祉用具貸与事業者を通じて、当社に対し、機器相当額を支払うものとします。

21. 損害賠償

(1) 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、ご利用者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、ご利用者に対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。

(2) ご利用者の故意または過失により当社が損害を被った場合、ご契約者が当社に対してその損害を賠償するものとします。

22. 契約不適合責任の免除

当社は、本規程に定めるほか、貸出機器またはその設置作業に関する不具合や不備等について一切の責任を負いません。

23. 免責

(1) 次の各号のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部をご利用になれない場合でも、当社はその責任を負いません。

- ① ご利用者のスマートフォン等の故障や不具合等で、アプリをご利用になれない場合。
 - ② 通信事業者およびインターネットプロバイダ等の通信設備の故障や不具合が発生した場合、または保守を行なっている場合。
 - ③ 貸出機器を初回設置した場所からご利用者が移設等したことにより、電波環境や太陽電池への光の当たり具合が悪化した場合。
 - ④ ご利用者または第三者の故意または過失により貸出機器またはバイタル計が滅失または毀損した場合。
- (2) 当社は、本サービスで使用される各センサーの動作性、正確性、有用性等について、いかなる保証も行うものではありません。また、各センサーは、見守り対象者の睡眠状況、心拍・呼吸の状況、室内的温湿度等を正確に測定するものではありません。したがって、本サービスで使用される各センサーの誤作動や誤感知、各センサーから発信される情報の遅滞や滅失、見守り対象者の睡眠状況、心拍・呼吸の状況、室内的温湿度等の事実と各センサーから発信される情報の齟齬、赤外線リモコンやバイタル計の動作不良等が生じた結果、ご利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
- (3) 当社は、本サービスがご利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性または有用性を有すること、ご利用者による本サービスの利用がご利用者に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
- (4) 火災、停電、天災地変、疫病の流行等の避けられない事由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、ご利用者に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

24. 反社会的勢力との関係排除

(1) ご利用者およびお支払者は、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと、および法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるもの含みます。）をしないことを表明保証します。

(2) 当社は、ご利用者またはお支払者が前項に違反した場合は、何らの催告なく本契約を解約することができます。

25. 権利帰属

本サービスに関する知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部または一部の譲渡または移転を意味するものではありません。

26. 譲渡禁止

- (1) ご契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規程または諸規程等から生じる当社に対する権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。
- (2) 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位、本契約に基づく権利および義務ならびにご契約者から提供された一切の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ご契約者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

27. 業務の委託

当社は、本サービスの販売、当社貸出機器の設置工事、サービス料金の請求その他本サービスに関する一切の業務について、第三者に委託することがあります。

28. 個人情報

当社は、ご利用者の個人情報を、当社の個人情報保護方針（www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html）に従って取り扱います。

29. 協議

- (1) 当社とご契約者は、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2) 本サービスまたは本規程に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

30. 本規程の適用期間

本規程は 2024 年 5 月 24 日から有効とします。

以上

[別紙 1] サービス料金

サービス料金および支払期日は、以下のとおりです。

1. 月額料金

- (1) 月額料金は契約書に記載のとおりです。
- (2) 契約日または解約日が月の途中の場合の取扱いは、次のとおりです。

①契約日が属する月の月額料金

契約日が 15 日以前の場合：通常の月額料金と同額

契約日が 16 日以降の場合：通常の月額料金の半額

②解約日が属する月の月額料金

解約日が 15 日以前の場合：通常の月額料金の半額

解約日が 16 日以降の場合：通常の月額料金と同額

③契約日と解約日が同年同月に属する場合

①および②にかかわらず、1 か月分の月額料金をお支払いいただきます。

- (3) 第 14 条第 1 項に基づく本サービスの利用停止があった場合において、利用停止日または利用再開日が月の途中のときの取扱いは、前項に準じます。

- (4) 月額料金は、福祉用具貸与事業者を通じて当社にお支払いいただきます。支払時期は別途定めるとおりとします。

2. 再設置・再設定費用

- (1) 再設置・再設定費用として 30,000 円（税込）をお支払いいただきます。
- (2) 再設置・再設定費用は、再設置・再設定を行った月の翌月の月額料金とあわせて、福祉用具貸与事業者を通じて当社にお支払いいただきます。

以上

1. 目的

本規程は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が、ご利用者に、ライフリズムナビ+HOME アプリ（以下「本アプリ」といいます。）を提供するにあたっての条件等を定めることを目的とします。

2. 用語の定義

本規程における用語の定義は、以下のとおりです。

- ① ユーザー : 本アプリのご利用者
- ② ユーザーID : ユーザーを識別するための文字列
- ③ パスワード : ユーザー本人であることを認証するための文字列

3. サービスの内容

本アプリは、ライフリズムナビ+HOME ご利用規程第3条に定める機能を提供します。

4. ユーザーID およびパスワードの管理

ライフリズムナビ+HOME ご利用規程第7条を準用します。

5. 本アプリの利用料

本アプリの利用料は無料です。ただし、本アプリを利用するに必要なハードウェアおよびソフトウェアに関する費用、通信料およびインターネット接続料は、ユーザーが負担するものとします。

6. 免責事項

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、ユーザーが損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、ユーザーに対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。

7. 禁止事項

当社は、ユーザーが、本アプリの利用にあたり、次の各号に該当する行為または該当するおそれがあると当社が判断する行為を行うことを禁止します。ユーザーが禁止事項に該当する行為を行った場合には、当社は当該ユーザーに対する本アプリの提供を直ちに停止または終了することができるものとします。また、禁止事項に該当する行為により、ユーザーまたは第三者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

- ① 当社、他のユーザーまたは第三者の財産、プライバシー、著作権その他の権利を侵害する行為
- ② 当社、他のユーザーまたは第三者に不利益または損害を与える行為
- ③ ユーザーID およびパスワードを不正に使用する行為
- ④ 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為
- ⑤ コンピューターウィルス等のプログラムを用いて本サービスの運営または当社の業務を妨げる行為
- ⑥ 本サービスが用いるネットワークシステムの正常な運用を妨害する行為
- ⑦ 法令等に違反する行為
- ⑧ 当社が不適当と判断し、行わないよう要求する行為

8. 本アプリの利用の中止

(1) 当社は、次の各号に定める場合において、ユーザーに予告なく本アプリの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

- ① 本アプリの保守・点検を行う場合
- ② 通信回線等の障害が生じた場合

- ③ 法令等に基づく措置があった場合
- ④ 火災、停電または天災地変等の不可抗力による場合
- ⑤ ライフリズムナビ+HOME ご利用規程第 12 条に定める場合
- ⑥ その他本アプリの提供が困難と判断した場合

(2) 当社は、前項に基づき本アプリの提供を中止したことによってユーザーに生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

9. 本アプリ規程の改定

当社は、当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日を、あらかじめ当社ホームページに掲載する方法、書面による通知、その他当社が適当と認める方法でお知らせすることによって、本規程の内容を変更することができるものとします。

10. 著作権等

- (1) 本アプリに含まれるすべての情報および画像（以下「コンテンツ」といいます。）は、当社または当社にライセンスを許諾している者の財産であり、著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」といいます。）によって保護されています。
- (2) ユーザーは、著作権等の権利者の承諾を得ず、本アプリにより提供されるコンテンツを著作権法で定めるユーザー個人の私的使用の範囲を超えて使用または公開等の利用をすることはできないものとします。
- (3) 前各項の規程に違反して著作権等に関する紛争が生じた場合、ユーザーは、自己の責任と負担において、その問題を解決するものとします。

11. 情報の収集・保有・利用等

- (1) 当社は、ユーザーによる本アプリの利用に際して次の情報（以下、これらを総称して「利用者情報」といいます。）を収集・保有します。
 - ① ユーザーの識別に関する情報
 - ② 利用履歴、ユーザーの状態に関する情報
 - ③ 本アプリで設定された情報
- (2) 当社は、本アプリで提供するサービスの改善や本アプリの利便性向上、その他アフターサービス等の提供目的で利用者情報を使用します。
- (3) 当社は、前項の目的で利用者情報を分析するため、個人を識別できない統計データに加工した上で利用者情報を第三者へ提供できるものとします。
- (4) 当社は、利用者情報を含むユーザーの個人情報を、当社の個人情報保護方針（www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html）に従って取り扱います。

12. 反社会的勢力との関係排除

- (1) ユーザーは、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと、および法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含みます。）をしないことを表明保証します。
- (2) 当社は、ユーザーが前項に違反した場合は、何らの催告なく本アプリの提供を終了することができます。

13. 協議

- (1) 当社とユーザーは、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2) 本アプリまたは本規程に関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

14. その他

本規程に定めのない事項は、ライフゾムナビ+HOME ご利用規程によるものとします。

15. 本規程の適用期間

本規程は 2023 年 3 月 6 日から有効とします。

以上